

朝霞市個人住宅リフォーム資金補助金制度

地域経済対策の一環として、市民の方がみずから住んでいる持ち家のリフォーム工事を市内の施工業者で実施する場合に、その工事費の一部を補助します。



申し込み及びお問合せ先

朝霞市市民環境部産業振興課産業労働係（朝霞市役所本館5階56番窓口）

〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

TEL 048(463)1903（直通）

FAX 048(467)0770

E-mail sangyo_sinko@city.asaka.lg.jp

申請できる人

- ① 朝霞市に居住し住民登録している市民
- ② リフォームを行う建物の所有者
- ③ 申込日現在、市民税、固定資産税、軽自動車税、その他の市の貸付金の滞納がないこと

対象となる物件

- ① 自己の居住に供する個人住宅（申請者の住民登録がある住宅に限る）
※ 申請者名義の住宅であっても、申請される方の住民登録がない住宅や他人・親族に貸している住宅は対象外となります。
- ② マンションの場合は専有部分のみ対象
- ③ 店舗兼用住宅などについては、住居部分の面積按分で算出

対象となる工事

個人住宅のリフォーム（改良・改善・増築）工事

～例えば、このような工事が対象となります～

- ・ 外壁や屋根の塗装
- ・ 台所やトイレのリフォーム
- ・ 風呂場や洗面所のリフォーム
- ・ 室内のフローリングや壁紙の張り替え
- ・ 二重窓の設置工事

※ 門や塀などの構築物や駐車場、庭園等の工事、テラスや縁側の新設、機械・家電類の取り付け・交換工事、工事完了後のハウスクリーニング、シロアリ駆除などは対象外となります。

※ 工事開始後に追加となった工事や工事中、工事完了後の申請は補助金の対象となりませんのでご注意ください！

ご利用の条件

- ① 市内に事業所を有し、市内で営業している業者で施工すること
- ② 工事期間が当該年度5月1日以降に着工し、当該年度末日までに完了すること
- ③ 工事完了後1か月以内、または当該年度末日までのいずれか早い日に完了報告書等を提出すること
- ④ 対象工事費が消費税込みで10万円以上であること
- ⑤ 補助の申請は年度内に1回限りとなります（住宅において1回）
- ⑥ 過去にこの補助金を利用したことがある方は、補助金の交付決定日から5年を経過していること（共有名義の住宅で、前回と申請者が異なる場合でも5年を経過している必要があります。）
- ⑦ 市、県、国で実施している同様の補助金の交付や工事に対する介護保険給付を受けてないこと。

補助金額

対象工事費（消費税込み）の5% 最高限度額5万円（ただし百円未満は切り捨て）

※ リフォーム工事費見積書の金額と工事完了後の領収書の内容を比較し、低いほうの金額で最終的な補助金額を計算します。

申請受付期間

工事着工予定日の1か月前（閉庁日の場合はその次の開庁日）から1週間前（閉庁日の場合はその前の開庁日）まで

工事期間は当該年度の5月1日から当該年度末日までのものとなります。

※閉庁日：土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日

開庁日：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

注意事項

- ① 申請は、原則として申請者本人が行ってください。業者等の代理申請の場合は委任状が必要です。
- ② 補助金内定額が当該年度の当初予算額に達した時点で、申請を締め切ります。
予算の残額については、産業振興課までお問い合わせください。

申込みから補助金交付まで

(申請受付期間は工事着工予定日の1か月前から1週間前です)

補助金の申請

提出いただいた書類は返却できません。

申請書および添付書類を揃えて産業振興課に提出してください。

- ① 朝霞市個人住宅リフォーム資金補助金交付申請書
(産業振興課または市ホームページから申請用紙を取得)
- ② 家屋課税台帳登録証明書(2階23番 課税課、各支所・出張所)
または建物登記簿謄本(さいたま地方法務局志木出張所)
(発行には手数料がかかります)
(写しでも可、発行から3か月以内のもの)
- ③ リフォーム工事図面(建物見取図、間取り図など家全体に対する工事箇所の確認できるもの。外壁工事の場合は不要)
- ④ リフォーム工事費見積書の写し(申請者宛てに朝霞市内の施工業者が発行したもの)※施工業者の住所は朝霞市に限ります。
- ⑤ 工事箇所全ての工事前の写真
- ⑥ 増築をした場合は、建築基準法に基づく届出書の写し
※ 委任状(施工業者が申請等をする場合に必要です)

補助金額の内定

見積書をもとに補助金内定額を算出し、次の書類を送付します

- ① 個人住宅リフォーム資金補助金交付内定通知書
- ② 個人住宅リフォーム資金補助金完了報告書(白紙)
- ③ アンケート(白紙)

工事完了の届出

リフォーム工事の完了後1か月以内または当該年度末日までのいずれか早い日までに、次の書類を揃えて産業振興課に提出してください。

- ① 個人住宅リフォーム資金補助金完了報告書
- ② 工事箇所全ての工事完了後の写真
(申請時に提出した写真と同じ角度で撮影)
- ③ リフォーム実施会社からの領収書の写し
(申請者宛てに朝霞市内の施工業者が発行したもの)
※ 銀行振込やローンによる支払いなどで領収書がない場合は、振込明細書やローン返済予定表の写しの他に請求書を提出してください。
- ④ アンケート

補助金の決定

申請時の書類と完了届を比較し、補助金額を決定し、次の書類を送付します(必要に応じて現地調査を実施します)。

- ① 個人住宅リフォーム資金補助金交付決定通知
- ② 個人住宅リフォーム資金補助金交付請求書(白紙)
(振込先は、申請者本人名義の口座)
※ リフォーム工事費見積書の金額と工事完了後の領収書の内容を比較し、低い方の金額で最終的な補助金額を計算します。

振込口座の届出

個人住宅リフォーム資金補助金交付請求書を産業振興課に提出してください。

補助金の交付

交付請求書に記入された口座に振り込みます。
(振込みまで2週間程度要することがあります)